

## 4月1日から林野火災警報等の運用を開始します ～屋外で火を取扱う際は必ずチェック！～

市消防局では、昨年全国各地で発生した大規模林野火災を受け、林野火災の予防を目的とした、「林野火災警報」、「林野火災注意報」の運用を令和8年4月1日から開始します。屋外で火を取り扱う際には、発令状況を必ずチェックしましょう。

### 1 運用開始日

令和8年4月1日(水)

### 2 発令地域

岡山市消防局管内(岡山市、吉備中央町)

### 3 発令指標

#### 1. 林野火災注意報

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されたとき

#### 2. 林野火災警報

上記の林野火災注意報の発令条件に加えて、強風注意報が発表されたとき

### 4 火の使用の制限

「林野火災注意報」の発令中には、対象区域内において、以下の火の使用制限に従うよう努める義務が発生します。

また、「林野火災警報」の発令中には、対象区域内において、以下の火の使用制限に従う義務が発生します。

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ・残火(たばこの吸いがらを含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

## 5 対象区域

---

対象区域については、森林法において定義する「森林」です。

## 6 罰則

---

「林野火災警報」の発令中に、対象区域内で火の使用制限に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留に処される場合があります。(消防法第44条)

## 7 発令時の周知方法

---

「林野火災警報」、「林野火災注意報」の発令時は以下の方法で周知を行います。

1. 消防署所へ懸垂幕の掲示
2. 消防車両等による巡回広報
3. 岡山市ホームページの「林野火災警報等の発令状況」ページに公開
4. 各種SNSへの投稿(開庁日に限る)
5. Yahoo!防災速報でのプッシュ通知

## 8 その他

---

制度の詳細については、以下のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000079639.html> (岡山市HP)



**【問い合わせ先】**

岡山市消防局 予防課 中村・繪面 直通086-234-1199 内線3772